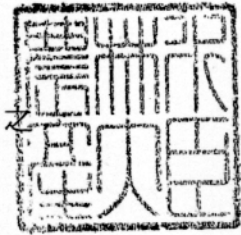


15生産第2187号  
平成15年6月24日

農業資材審議会  
会長 瀬尾 康久 殿

農林水産大臣 亀井 善之



マレイン酸ヒドラジドの検査方法について（諮問）

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第16条第1項の規定に基づき、マレイン酸ヒドラジドのヒドラジンの検査方法（検査すべき水準）を下記のとおり、決定することについて、貴審議会の意見を求める。

記

マレイン酸ヒドラジド中のヒドラジンの含有量を検査するための分析方法等を規定し、農薬の品質が不良と認められる基準値を定める。